

施策の方向 III-4 都市アメニティ*の増進

指標	目標・現状・指標がめざす方向
景観計画特定地区数	【基準年度】 2地区 (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
都市景観形成地区数	【基準年度】 7地区 (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
バリアフリー導入施設数	【基準年度】 民営鉄道駅舎エレベーター等設置補助数 ：エレベーター67基、エスカレーター14基 (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
指定文化財等件数	【基準年度】 153件 (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
公園緑地面積 (再掲) (都市公園等 (注2) の整備面積)	【目標】 2017年度までに 769ha (注1) 【基準年度】 716ha (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い
レクリエーション施設の数	【基準年度】 公園内にある施設：66か所、公園以外の施設：31施設 (2009年度) 【指標がめざす方向】 多いほうが良い

注1 「川崎市緑の基本計画」に基づく目標数値

注2 都市公園等：都市公園、臨海公園等

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
■指標：景観計画特定地区数 ・3地区 (対前年度：増減なし、対基準年度：多い)	2*	3
■指標：都市景観形成地区数 ・9地区 (対前年度：1地区増加、対基準年度：多い)	3	
■指標：バリアフリー導入施設数 ・エレベーター：76基、エスカレーター：14基 (対前年度：増加、対基準年度：増加)	3*	
■指標：指定文化財等件数 ・計157件 (対前年度：2件増加、対基準年度：多い)	3*	
■指標：公園緑地面積 (再掲) 【施策の方向Ⅲ-1 緑の保全・創出・育成】参照	3	
■指標：レクリエーション施設の数 ・公園内にある施設68か所、公園以外にある施設35か所 (対前年度：公園内1か所減少・公園以外増減なし、対基準年度：多い)	2	

[方向評価は「*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]

現 状

■景観計画特定地区数

2007年12月に、景観法に基づく川崎市景観計画の策定に併せ、既に都市景観形成地区として指定されていた地区のうち、新百合丘駅周辺地区の一部及び川崎駅西口大宮町地区の2地区を景観計画特定地区に移行しました。その後、2011年6月には、川崎駅周辺地区を追加指定し、合計3地区になりました。

■都市景観形成地区数

1994年12月に川崎市都市景観条例を制定するとともに、1995年度には、この条例に基づき川崎市都市景観形成基本計画を策定し、2011年度末までに、たちばな通り地区（1997年度）、新百合丘駅周辺地区（1998年度）、川崎駅西口大宮町地区（1999年度指定後、2007年度に景観計画特定地区に移行したため、地区数から1減）、大山街道地区（2004年度）、武蔵小杉周辺地区及び新百合山手地区（2005年度）、新川崎地区（2006年度）、プレーメン通り地区（2008年度）、中原街道地区（2010年度）の8地区を都市景観形成地区に指定しました。

その後、2013年3月に川崎大師表参道・仲見世地区を指定し、合計9地区になりました。



川崎駅周辺景観計画特定地区

■バリアフリー導入施設数

1998年1月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、建築物、道路、公園等の整備対象施設の拡大、整備適用箇所の新設等を行い、人にやさしい福祉のまちづくりを推進しています。

2012年度にバリアフリー化を図った施設は、井田重度障害者等生活施設ほか6施設で、2009年より13施設増加しました。

また、1992年10月に「川崎市民営鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」を制定し、2012年度までに、JR南武線中野島駅等32駅にエレベーター76基、エスカレーター14基の設置補助を行っています。補助によるエレベーター等設置駅は、2009年度より4駅増加しました。

■指定文化財等件数

文化遺産の保存・継承・活用では、国、県、市を合わせて150件以上に及び指定・登録文化財をはじめとした市内の文化財の保存・活用のため、指定文化財所有者や無形民俗文化財保存団体への助成措置や文化財の現況調査、指定文化財等の現地特別公開、史跡めぐり、文化財講座などの事業を実施しています。

2012年度の指定文化財等の件数は157件で、2009年度に比べて4件増えました。

種別	件数	件名
国指定文化財	15	工芸3 彫刻1 絵画1 建造物7 考古資料2 有形民俗文化財1
県指定文化財	26	工芸1 彫刻3 建造物11 史跡4 天然記念物2 無形民俗文化財4 絵画1
市指定文化財	111	絵画32 書2 古文書10 建造物18 工芸1 天然記念物1 典籍1 無形民俗文化財2 史跡2 考古資料15 有形民俗文化財8 彫刻19
国登録文化財	4	建造物3 動植物・鉱物関係1
県選択文化財	1	無形民俗文化財1

国指定重要文化財



旧北村家住宅

市指定歴史記念物



安藤家長屋門

■公園緑地面積（都市公園等の整備面積）

「施策の方向 Ⅲ—1 緑の保全・創出・育成」 ■公園緑地 参照

■レクリエーション施設の数

市では、市民生活水準の向上に伴い、健康で文化的かつ快適な市民生活の確保に向けて、プールや体育館等のスポーツ施設、自然遊歩道や公園等のレクリエーション施設の充実に努めています。レクリエーション・スポーツ施設は、次のとおりです。

2013（平成25）年3月現在

施設の種類	施設名	施設の種類	施設名	
野球場（一般）	桜川球場	プール	大師プール	
	小田球場		富士見児童プール	
	大師球場		小倉西児童プール	
	池上新田球場		平間児童プール	
	富士見球場		等々力プール	
	御幸球場		稲田児童プール	
	等々力球場（硬式）		川崎市民プラザ	
	上丸子天神町第1球場		ヨネッティー堤根	
	上丸子天神町第2球場		ヨネッティー王禅寺	
	上丸子天神町第3球場		入江崎余熱利用プール	
	上平間球場	多摩スポーツセンター		
	宇奈根第1球場	サッカー場	古市場サッカー場	
	宇奈根第2球場		等々力第1サッカー場	
	二子第1球場		等々力第2サッカー場	
	二子第2球場		上平間サッカー場	
	多摩スポーツセンター野球場		北見方サッカー場	
	とんびいけ球場			
野球場（少年）	大師少年野球場	テニスコート	大師テニスコート	
	小向仲野町A球場		富士見テニスコート	
	小向仲野町B球場		等々力テニスコート	
	多摩川大橋少年野球場		多摩スポーツセンターテニスコート	
	古市場野球場		とんびいけテニスコート	
	上丸子山王町少年野球場	百合丘テニスコート		
	瀬田少年野球場	川崎市港湾振興会館	体育館 スポーツセンター	とどろきアリーナ
	諏訪第1少年野球場	川崎市体育館		
	諏訪第2少年野球場	川崎市港湾振興会館		
	諏訪第3少年野球場	幸スポーツセンター		
	北見方少年野球場	川崎市民プラザ		
	宮崎第1少年野球場	高津スポーツセンター		
	宮崎第4少年野球場	宮前スポーツセンター		
	南生田少年野球場	多摩スポーツセンター		
	三田少年野球場	麻生スポーツセンター		
	稲田少年野球場			
	菅少年野球場	多目的広場	大島雨水滞水池	
虹ヶ丘少年野球場	京町雨水滞水池			
片平少年野球場	観音川雨水滞水池			
	渡田雨水滞水池			
	加瀬ふれあいの広場			
屋内野球練習場	等々力屋内球場		麻生ふれあいの広場	
相撲場	富士見相撲場		麻生ふれあいの丘	
弓道場	富士見弓道場		鷲沼ふれあい広場	
武道館	石川記念武道館		東扇島東公園	
動物園	夢見ヶ崎動物公園			
ゴルフ場	川崎国際ゴルフ場	パークボール場	多摩川うなねパークゴルフコース	

釣り	等々力緑地釣池 浮島つり園 東扇島西公園	陸上競技場	等々力陸上競技場 古市場陸上競技場
		補助陸上競技場	等々力補助競技場
ドッグラン	東扇島東公園	ハーフマラソンコース	多摩川河川敷多目的散策路
人工海浜	東扇島東公園	サイクリングコース	多摩川河川敷
バーベキュー場	東扇島東公園 東扇島中公園 多摩川緑地バーベキュー広場	自然観察広場	東高根森林公園
		ビーチバレー場	川崎市港湾振興会館

この他、小・中学校等の校庭、プール、体育館、特別教室の開放を行っています。

また、自然とふれあい親しむ施設としては、8 コースの自然遊歩道（約 63.6km）、20 か所の緑道、7か所のふれあいの森、緑化センター、農業技術支援センター、公園等があります。

なお、市民のスポーツ活動の振興を目的に、企業が所有するスポーツ施設を企業の協力を得て市民団体に開放されています。

民間のスポーツ施設の開放

企業名	開放施設
株式会社富士通ゼネラル	体育館
聖マリアンナ医科大学	体育館
川崎信用金庫	野球場・テニスコート
味の素健康保険組合	体育館・スタジオ・テニスコート
日立マクセル株式会社	大小グラウンド